

## 〇〇〇〇（施設名）原子力災害時避難計画

### （目的）

第1条 この計画は、茨城県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、〇〇〇〇（以下「施設」という。）における原子力災害対策について必要な事項を定め、東海第二発電所の原子力事故による災害から、利用者及び職員を安全かつ迅速に避難させることを目的とする。

### （施設管理者、職員、利用者の役割）

第2条 施設管理者は、本計画に基づき、施設職員を指揮して利用者等の人命確保に努め、利用者はそれらの指示に従うものとする。

### （緊急連絡体制及び利用者情報の把握）

第3条 施設は、原子力災害に備え、緊急時における情報収集・情報伝達の手段及び方法を定めておくほか、職員の招集、参集方法及び緊急連絡網等や、利用者の家族等への連絡手段を構築しておくものとする。

2 職員の招集、参集方法及び緊急連絡網等については、「緊急連絡先一覧（別紙1）」のとおりとする。

\* 情報伝達手段（電話・FAX等）の機能喪失を想定して、複数の伝達手段を検討しておく。

### （原子力災害避難訓練）

第4条 施設は、原子力災害時における避難等の防護措置の円滑な遂行を図るため、原子力災害避難訓練を企画するものとする。

2 原子力災害避難訓練は、利用者及び職員が参加して、情報の伝達、避難誘導等の訓練を行うほか、原子力災害時に適切な行動をとるための防災教育を併せて実施するものとする。

\* 実際の避難を想定し、課題になると思われる点の分析、シミュレーションを行い、必要に応じて計画の修正等を行うこと。

\* 原子力災害固有の知識（放射線、放射性物質への注意点等）について理解を深めておくこと。

### （備蓄及び点検）

第5条 施設は、食糧・飲料水・医薬品等の備蓄、利用者の移送に必要な資機材の確保・整備等を行うとともに、これらの点検を定期的に行うものとする。

2 備蓄物資の種類及び数量については、「備蓄品・非常時持出品リスト（別紙2）」のとおりとする。

3 前項の備蓄は、施設の防災対策等のため別に備蓄があるときは、これに代えることができる。

\*避難する側、避難受入側、ともに定期的に確認するようにすること。

#### (避難場所、避難経路、避難手段及び避難方法)

第6条 施設は、原子力災害時において利用者及び職員を避難させる場合に備え、あらかじめ避難場所、避難経路及び避難方法を定めるものとする。

- 2 前項で定めた内容は、適当な方法により利用者及び職員に周知するものとする。
- 3 避難場所、避難経路、避難手段及び避難方法については、「(避難場所等一覧(別紙3))」のとおりとする。

\*家族等への連絡方法についても留意し、事前周知に努めること

#### (避難体制の構築)

第7条 施設は原子力事故等に関する情報を入手した場合、速やかに避難体制等に移れるよう、あらかじめ担当を定めた組織体制を構築しておくものとする。

- 2 組織体制については、「(組織体制一覧(別紙4))」のとおりとする。

\*地元自治体の発表情報やテレビ、ラジオなどの災害情報など、最新の情報を把握すること。

#### (避難準備)

第8条 施設は、原子力事故等が発生し、避難準備等に関する情報を入手した場合は、「(行動チェックリスト(別紙5))」に基づき、利用者の避難準備を開始するものとする。

- 2 施設は、自治体の災害対策本部等(以下、「災害対策本部等」という)に対し、利用者等の人数、避難に必要な車両や資機材の調達及び支援者の派遣など、避難に関する情報提供を行うとともに、以後の情報伝達手段を確立し、施設の対応状況を継続的に伝達することとする。

- 3 利用者の家族等への連絡は、あらかじめ定めていた方法により行うものとする。

\*利用者の心身の状態に留意し、状態を悪化させないよう配慮すること

#### (屋内退避)

第9条 施設は、市町村から屋内退避の指示があった場合は、「(行動チェックリスト(別紙5))」に基づき、屋内退避のための適切な措置を講じるものとする。

\*原子力災害固有の対応(窓を閉める、換気扇を止める等)により、放射性物質の吸収抑制、放射線の遮蔽等、被ばく低減を図る措置を講じる。

#### (避難)

第10条 施設は、災害対策本部等から避難指示があった場合は、その指示に基づいて、利用者及び職員を避難させるものとする。

- 2 避難にあたっては、「(行動チェックリスト(別紙5))」を基に行動するものとする。

(利用者家族等への連絡)

第11条 施設は、避難の完了時、及び入所者の健康状態に変化があった場合には、利用者家族及び災害対策本部等へ連絡する。

\*事前に定めた方法により、連絡を徹底すること。

(避難場所における利用者のケア等)

第12条 避難場所での入所者のケアについては、当該施設の施設設備の状況を踏まえて、可能な限り避難前と同レベルのサービス提供に努めるものとする。

2 避難が長期化する場合等には、利用者がより環境の整った利用施設への転所に向けた検討を行うものとする。

(物資及び人員の確保)

第13条 施設は利用者のケアに必要な物資や人員の状況を随時把握し、必要に応じて災害対策本部等に対し、不足する物資、人員及び必要な措置等について要請するものとする。

2 施設は、避難する利用者の健康状態を把握し、異常があった場合には、医療機関等と連絡を取り適切に対処する。

(別紙 1)

緊急連絡先一覧

【施設名： \_\_\_\_\_】

《外部》

区 分	名 称	電話番号	FAX 番号	Eメール
市町村防災担当課	〇〇〇〇課			
市町村福祉担当課	〇〇〇〇課			
県福祉担当課	長寿福祉課			
消防署				
警察署				
電力会社				
避難先施設				

《内部（職員）》

役職名	氏 名	住 所	連絡先	召集・参集方法
施設長				

《利用者の家族等》

氏名	続柄	電話番号	FAX 番号	Eメール

※ 職員や利用者の家族等については、既存の職員名簿や利用者リスト等で代用できる場合は作成不要である。その場合、職員名簿については別途添付とし、利用者リストについては、施設で保管しておくこと。



(別紙3)

避難場所等一覧

【施設名： 〇〇〇〇】

避難場所	〇〇〇〇 (△△市△△) □□□□ (△△市▽▽)
避難経路	国道〇〇号 (□□経由) → 〇〇道 (〇〇IC→〇〇IC) →国道〇〇号 → 〇〇〇〇 (施設)  国道〇〇号 (□□経由) → 〇〇道 (〇〇IC→〇〇IC) →県道〇〇号 → □□□□ (施設)  ※ 原子力災害に備えた茨城県広域避難計画 (昭和38年10月作成、令和5年1月最終改正) の避難経路に準じる。
避難手段及び避難方法	<施設が保有する車両> 施設車両 ・バス 乗車人数 〇〇人 避難場所 〇〇〇〇 ・福祉車両 (ストレッチャー対応) 乗車人数 〇〇人 避難場所 〇〇〇〇 ・福祉車両 (車椅子対応) 乗車人数 〇〇人 避難場所 □□□□ 職員借上車 ・普通車 乗車人数 〇〇人 避難場所 〇〇〇〇 ・普通車 乗車人数 〇〇人 避難場所 □□□□  <必要と考えられる車両等> ・バス 避難者 〇〇人分 ・福祉車両 (ストレッチャー対応) 避難者 〇〇人分 ・福祉車両 (車椅子対応) 避難者 〇〇人分 ・普通車 避難者 〇〇人分  ※ 避難手段は、施設が保有している車両等を活用しつつ、県及び市町村が連携して必要な避難手段を関係機関と調整して確保する。

(別紙4)

組織体制一覧

【施設名： 】

組織名	職・氏名	担当業務
統括指揮班		<ul style="list-style-type: none"><li>・ 総括責任（原子力災害応急対策の実施全般についての指揮）</li><li>・ 各班へ必要事項等の指示</li><li>・ 避難状況の取りまとめ</li></ul>
連絡調整班		<ul style="list-style-type: none"><li>・ 災害情報の収集</li><li>・ 行政機関等との連絡調整、支援要請</li><li>・ 職員への連絡</li><li>・ 利用者家族等への連絡</li></ul>
安全確認班		<ul style="list-style-type: none"><li>・ 施設、設備の被害状況の確認、安全確認</li><li>・ ドア、窓を閉め、換気扇を止める</li><li>・ 火の元の確認</li></ul>
応急物資班		<ul style="list-style-type: none"><li>・ 備蓄品、資機材の点検</li><li>・ 非常時持出品の確認</li><li>・ 避難先における必要物資、職員等の不足状況の把握</li></ul>
避難誘導班		<ul style="list-style-type: none"><li>・ 利用者への状況説明</li><li>・ 利用者の安全確認、状況把握</li><li>・ 利用者の避難準備、避難誘導</li><li>・ 利用者の家族等への引渡し</li></ul>
救護班		<ul style="list-style-type: none"><li>・ 避難先における利用者の健康状態の把握</li><li>・ 避難先との連携</li><li>・ 利用者の健康状態の把握</li></ul>

※ 施設の規模、利用者及び職員数を考慮して、実態に合った組織とすること。  
また、地震・津波災害等の自然災害に関する既存の組織体制一覧がある場合は、活用するなどして共通化を図ること。

(別紙5)

行動チェックリスト (災害発生時)

【施設名： \_\_\_\_\_】

①組織編成

区分	担当	チェック項目	結果
組織編成	統括指揮班	災害対応組織を編成する。	
	連絡調整班	夜間・休日等の場合は、施設内の緊急連絡網により職員を招集する。	

②避難準備

区分	担当	チェック項目	結果
情報収集	連絡調整班	・ テレビ、ラジオ、防災行政無線、緊急速報メール、インターネット、広報車等から原子力事故に関する情報を収集する。 ・ 複合災害の場合、施設に関する避難状況を収集し、被害状況を自治体へ報告する。	
		・ 収集した情報を統括指揮班に伝達するとともに、職員全員で共有する。	
連絡・調整	統括指揮班 連絡調整班	市町村対策本部から避難準備に関する連絡を受けた場合、災害対策本部等に施設の対応状況等を伝達し、今後の対応について確認する。	
	統括指揮班	避難の実施により、避難しなかった場合に比べて健康リスクが高まる利用者を特定し、屋内退避について判断する。また、その中で長期間の屋内退避は困難な利用者を特定する。	
	連絡調整班	避難先の調整にあたって必要となる情報や屋内退避予定の健康リスクが高まる者の有無及び状態、長期間の屋内退避は困難な者の有無及び状態、避難に必要な車両等について、事前に確認している手段により、災害対策本部に伝達する。	
		利用者の避難や屋内退避に必要となる資機材や人員を確認し、事前に確認している手段により、災害対策本部等に連絡する。	
		事前に定めた方法により、避難先施設に対して受け入れ要請を行う（避難指示が見込まれる場合）。	
		事前に定めた連絡方法により、利用者の家族等に入所者及び施設の状況を連絡する。	

準備	統括指揮班	速やかに避難ができるよう、職員の担当業務内容を確認する。	
	連絡調整班	職員の招集が必要な場合には、施設内の緊急連絡網により職員を招集する。	
	安全確認班	万一の避難に備えて、避難時に支障となる障害物がないかどうか施設内外を点検し、障害物があった場合は除去する。	
	応急物資班	避難にあたって必要となる食糧・飲料水・医薬品・衛生用品・情報機器・移送用具・その他の備蓄品・非常時持出品を確認する。	
	避難誘導班	利用者に状況を説明し、落ち着かせ、不安を和らげるとともに避難の準備を始める。	
	救護班	避難誘導班と連携し、利用者の健康状態を把握する。	

### ③屋内退避

区分	担当	チェック項目	結果
屋内退避の実施	統括指揮班	市町村からの屋内退避指示を受け、職員に指示して、利用者を速やかに落ち着いて施設内（屋内）に退避させ、安全を確保し、被ばくを低減する措置を講じる。	
	安全確認班	屋内へ外気が入ってくるのを防ぐため、全てのドア・窓・カーテンを閉め、窓には目張りをする。	
		空調設備、換気装置を止める（外気の流入を防止する）。	
		利用者を窓側から離し、施設の中央に退避させる。	
	応急物資班	食糧・飲料水・医薬品・衛生用品・情報機器・移送用具・その他の備蓄品を確認する。	
		食品にフタ、ラップをして、冷蔵庫で保管するとともに、飲料水を密閉できる容器に入れる。	
	避難誘導班	利用者に状況を説明し、落ち着かせ、不安を和らげるとともに、経過観察する。	
	救護班	外から入ってきた者は、顔や手をよく洗い、衣類を着替える。場合によってはシャワーを浴びる。	
外で着ていた衣服や靴はビニール袋に入れ、しっかりと口を閉じる。			
情報収集	連絡調整班	テレビ・ラジオ、防災行政無線、広報車、緊急速報メール、インターネット等の広報により、国・県・市町	

		村の対応状況、施設がとるべき対応を継続的に収集する。	
		収集した情報を応急対策統括指揮班に伝達するとともに、職員全員で共有する。	
家族等への連絡	連絡調整班	事前に確認している連絡方法により、利用者の家族等に入所者及び施設の状況を伝える。	

#### ④避難

区分	担当	チェック項目	結果
行政機関との連絡・調整	統括指揮班 連絡調整班	避難先、避難手段及び避難経路について確認し、具体的な対応方法について災害対策本部等と十分調整を行う。	
避難の実施	統括指揮班	市町村からの指示に基づき、各班を指揮して、速やかに落ち着いて避難を開始する。 また、屋内退避させる者の対応のため必要な職員等を配置する。	
	連絡調整班	事前に確認している連絡方法により、利用者の家族等に避難に関する状況を伝える。	
	安全確認班	火気等の消火、電灯の消灯を確認し、窓等を閉めて施錠する。	
	応急物資班	携行品、非常持出品を確保し、避難車両に積み込んで搬送する。	
	避難誘導班	利用者に状況を説明し、落ち着かせてから、あらかじめ定めていた方法により避難車両へ誘導する。	
	避難誘導班 救護班	避難車両に同乗し、避難中の利用者への医療提供・ケアを行う。	
	連絡調整班	避難が完了したときは、災害対策本部等に報告する。	
避難先での活動	救護班	避難先と連携して、利用者の健康状態等を把握し、適切な医療提供・ケアがなされるよう努める。	
	統括指揮班	避難の長期化が予想される場合等には、避難元及び避難先の災害対策本部等、避難先の医療連携室、地域包括支援センター等と連携し、利用者の家族等と調整を図り、他の施設への入院・利用等に切り替えることを検討する。	
	応急物資班	利用者の医療提供・ケアに必要な資機材と人員を確認し、不足する分は災害対策本部等に応援を求める。	

家族等への 連絡	連絡調整班	事前に確認している連絡方法により、利用者の家族等に利用者及び施設の状況を伝える。	
	避難誘導班	家族等への引継ぎを行う場合は、事前に確認している方法により行う。	